成田市スポーツ用具貸出基準

1. 目的
 成田市は、市民等が体力・年齢・目的等に応じて多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、本市が所管するスポーツ用具（以下「用具」という。）の貸出しを行う。
2. 対象者
 市内在住・在勤・在学の個人、又は市内在住・在勤・在学の者で構成される団体とする。ただし、市長が特に認める場合にはこの限りではない。
3. 申込方法
 貸出しを希望する者は、所定のスポーツ用具借用書（以下「借用書」という。）に必要事項を記入し、スポーツ振興課に提出すること。なお、電話での申込も可とするが、借用当日までに借用書を提出すること。
4. 貸出用具及び貸出期間
 貸出用具については別表のとおりとし、貸出期間は原則1週間以内とし、必要最低限の期間とする。
5. 使用料
 使用料は無料とする。
6. 禁止事項
 貸出用具の転貸
 営利を目的としたイベント等での使用
7. 使用者の義務
 用具の借用時に数量と状態を確認し、借用書の確認欄にサインすること。
 用具の返却時に数量と状態を報告し、借用書の確認欄にサインすること。
 使用者において用具を亡失・破損等した場合は、速やかにスポーツ振興課へ報告するとともに、その損害に相当する額を弁償すること。
 用具の受取及び返却は、開庁日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までとすること。
8. 貸出しの不承認
 使用者が本基準に定める事項を遵守しなかった場合は、当該者に対し次回からの貸出しは行わない場合もある。
9. その他
 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則　この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この基準は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。